

特定非営利活動法人Ski・エスケイアイ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人Ski・エスケイアイという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県湖南市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害のある人をはじめ社会的弱者に対して就労の機会を提供することにより、障害者等の職業能力向上が図れ、また職業実習等を通じて就労に必要な能力・知識を育む事業を展開し、もって障害者の就労支援、地域生活を支えることに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連携、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を提出するものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会員が納入した会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員は、次条により除名された場合の他、次の各号のいずれかの事由により資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 会員が正当な理由がなく会費を1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決に基づき除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第4章 役員

(種別及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10人以内
 - (2) 監事 1名から2名
- 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は該当役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 第1号及び第2号の点について理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年とする。再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に理事会での弁明の機会を与えた上で、総会の議決に基づいて解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められたとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

2 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第18条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別及び構成)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 総会は会員でもって構成する。

(権限)

第20条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任及び解任・職務及び報酬

(7) 入会及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第40条において同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他、運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集したとき

(招集)

第22条 総会は、前条第2項第3項の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 総会は、会員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第26条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむえない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、第24条、第25条第2項、第27条第1項第2号及び第41条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成及び権能)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催及び招集)

第29条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第13条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき
- 2 理事長は前項第2号及び第3号による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議事等)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事会における議決事項は、前条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 3 理事会において理事数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 4 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 やむえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 6 前項の場合における次項の規定の適用については、その理事は理事会に出席したものとみなす。
- 7 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数、出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 8 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品および助成金
- (3) 会費
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生ずる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第33条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第35条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第36条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第37条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正することができる。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときには、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第41条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の過半数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(合併)

第42条 この法人は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(解散)

第43条 この法人は、法第31条第1項第3号から第7号の規定によるほか、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

- 2 法第31条第1項第3号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告)

- 第44条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。但し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

- 第45条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は成立の日から2009年6月30日までとする。

理事長	山中善之
副理事長	川合充彦
理事	西田一夫
理事	大西 幸
理事	森田数雄
理事	奥野修司
理事	小山達慈
監事	松永捨男
3. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第34条の規定にかかわらず、この法人の設立総会の定めるところによるものとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、成立の日から2009年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の会費は第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費	3,000円
---------	--------
6. この法人の設立当初の主たる事務所を滋賀県湖南市東寺一丁目2番6号に置く。
7. この定款は平成25年9月3日から施行する。
8. この定款は平成29年6月17日から施行する。
9. この定款は令和2年7月3日から施行する。

これは、特定非営利活動法人 Ski・エスケイアイの定款に相違ない。

特定非営利活動法人 Ski・エスケイアイ

理事長 小山達慈